

1. 総論

本件事業計画に伴う環境影響の全般を回避・低減するため、必要に応じて専門家等の助言を受けた上で、地域特性及び事業特性を踏まえた最新の科学的知見に基づく適切な調査を行い、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。

2. 大気質

- (1) 位置等に関する複数案の設定に当たっては、重大な環境影響を回避し、又は低減するために建造物等の構造・配置に関する複数案の検討が重要となる場合があることに留意すべきとする配慮書手続の趣旨を踏まえ、大気質に関する影響に相当程度の差異が生じることによって重大な環境影響を回避・低減するための構造・配置の検討に資することができる新たな複数案の設定や予測手法の再検討に取り組むこと。
- (2) 施設が景観に及ぼす影響には、施設の規模（すなわち煙突の高さ）だけではなく、その配置、形態、意匠及び色彩等が密接に関連することから、これらについての総合的な検討を行うことによって景観への影響をできる限り低減しつつ、適切な複数案を設定して大気質への影響の低減に関する検討を十分に行うべきであり、このような検討を欠いて行われた複数案についての評価の結果は妥当ではない。このため、今後の手続において、景観への影響の低減についての精緻な検討を行った上で、大気質への影響をできる限り低減する事業計画を策定すること。
- (3) 事業実施想定区域及びその周囲（以下「周辺地域」という。）の地域特性及び他事業との比較から明らかになった最大着地濃度を相当程度低減することができる技術的な可能性を踏まえ、窒素酸化物に関する環境の保全についての適切な配慮がなされるよう事業計画の見直しを行うこと。
- (4) 設備更新に伴い発電設備の利用率が現行施設から上昇する可能性があることを踏まえ、周辺地域における地域特性を考慮して、窒素酸化物の年間排出量について、現行施設の実績値及び本件事業における計画値を明らかにしたうえで、本件事業における年間排出量が現行施設を上回らないよう適切に措置すること。
- (5) アンモニアを燃料として導入する場合には、燃焼に伴って発生する窒

素酸化物の排出を適切に制御する技術を適用し、環境影響をできる限り低減すること。

- (6) 計画段階配慮事項に選定する大気汚染物質の種類に関し、微小粒子状物質及び光化学オキシダントについては、周辺地域において環境基準が未達成であるとともに、本件事業計画により二次生成の原因物質となる窒素酸化物が多量に排出されることを踏まえて、選定の要否について慎重に検討し、検討の結果に応じて複数案に係る調査及び予測等の結果を方法書において示すこと。
- (7) 微小粒子状物質の二次生成に係る予測手法及び対策技術に係る今後の動向を踏まえ、調査、影響の予測及び評価並びに環境保全措置を十分に検討すること。

3. 温室効果ガス

- (1) 国の「2050年カーボンニュートラルの実現」という目標との整合性が図られるよう、本件事業計画において水素・アンモニアの燃料としての使用やCCUS等の最新技術の早期導入に積極的に取り組むことにより二酸化炭素排出削減効果をできる限り早期に発揮するとともに、他社からの購入分を含め、非効率で二酸化炭素排出量の多い火力発電所の休廃止や稼働抑制を適切に行うことや再生可能エネルギーの最大限の導入などにより、事業者全体としての二酸化炭素排出削減の取組みを適切に進めること。また、これらの二酸化炭素排出削減に関する具体的な計画をできる限り早期に公表し、府民の理解を得るよう努めること。
- (2) 本件事業の当初の発電技術については、常に最新の技術開発の状況を踏まえて二酸化炭素排出原単位が改善された最新鋭の発電技術を導入するとともに、設備の更新後においては熱効率の適切な維持管理を行うこと。
- (3) 設備更新に伴い発電設備の利用率が現行施設から上昇する可能性があることを踏まえ、二酸化炭素の年間排出量について、現行施設の実績値及び本件事業における計画値を明らかにしたうえで、年間排出量の抑制に適切に取り組むこと。

4. 水質

冷却水使用量の減少に伴う周辺海域の流況及び水質への影響について、周辺海域の特性を踏まえた調査、予測及び評価を適切に行うこと。

5. 廃棄物等

撤去工事については、タービン建屋等大規模な既設設備の解体に伴って多量の産業廃棄物や建設発生土が生じることを踏まえ、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」（平成 25 年 3 月改訂、環境省）において対象事業の範囲外に該当する場合であっても、産業廃棄物の再生利用や建設発生土の有効利用に適切に努めること。